

資料 1

自主規制規則の見直し提案を受けた 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて

2024年12月6日

日本証券業協会

外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

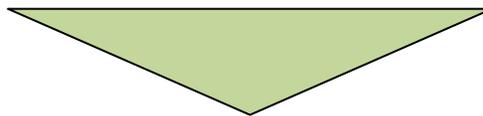
「外国証券の取引に関する規則」の見直しに係る意見 照会結果及び対応方針①

【意見照会内容（１）：分別管理等の法令上対応すべき留意事項について】

- 法令上の対応について留意すべき事項（例えば、法定帳簿の記載方法や分別管理の方法等）はあるか。特に分別管理については、各社の帳簿上、顧客の保有数に応じて持分管理を行うものと理解しているが、整数株部分と端株部分で取り扱いが異なる点はあるか。

【主な意見】

- 分別管理については、当社では米国株式は取次先である外国証券業者にて保管しているため、整数株部分と端株部分とで取り扱いが異なる点はなく、法定帳簿について整数株と異なる点はない。
- 実務上顧客口座に1株未満の預りを記録することはないものの、端数部分の持分が顧客毎に記録されており、整数株部分と端株持分を合算した数量の株式が現地カストディにおいて保管されていれば分別管理の観点では問題はない。
- 整数株部分も端株部分も顧客の保有数に応じて持ち分管理を行う想定で、取り扱いが異なる点はない。



【意見照会結果を踏まえた対応方針】

- 特段、法令上留意すべき論点は寄せられなかった。分別管理についても、整数株部分と端数株部分で取り扱いが異なる点はなく、管理上の留意すべき事項はない旨の意見が多数であることを踏まえ、規則等において特段の手当は不要と考える。

「外国証券の取引に関する規則」の見直しに係る意見 照会結果及び対応方針②

【意見照会内容（２）：投資家保護上、自主規制等により協会員を通じて外国証券業者に講じるべき措置について】

- 従来の外国取引とは異なり、取引価格を外国証券業者が決定することとなるが、投資家保護上、自主規制等により協会員を通じて講じるべき措置はあるか。例えば、①取引所価格との連動性が担保されていること、又は現地の法令諸規則等若しくは当該外国証券業者の社内規則等において、取引価格の公正性が確保されていることの確認義務、②取引価格の決定方法に関する顧客への説明義務等を協会員に課す必要はあるか。

【主な意見】

- ①、②ともに必要。②の説明には取次先の外国証券業者名を明示することが必要。なお、端株取引においてもFINRA5310（最良執行義務とインターポジショニング）を含むFINRAの注文処理規則を準拠することが求められており、米国で端株取引を提供する証券会社では公正な取引所価格で取引を提供しているものと認識。
- 整数株を含むのであれば、取引所価格との連動性や取引価格の公正性が確保されていることは、ある程度の確認義務があった方がよい。
- ①の公正性確保の確認義務については、どのような形となるかにもよるが、外国株式は多数の銘柄があること、公正の基準等の算定が困難であることから、義務とすることは適当でない。
- 整数株と端株で取引価格が異なる場合があることの顧客への十分な説明は当然に必要（外国証券取引口座約款の記載事項とすることも一案）。また、投資家保護上、取引所価格と一定の連動性が担保されていることを外国証券業者に確認すべきであり、顧客に対しては、取引価格の決定方法について説明すべきである。これはFDの観点から求められる対応であり、義務を課す必要はなく、各社にて確認方法・説明方法およびその証跡の保存方法などについてルールを定め運用していくべきである。

【意見照会結果を踏まえた対応方針】

- ①、②ともに重要であるという認識が一致していることから、規則において手当てすることを検討する。一方、自主規制規則での義務化までは不要という意見の趣旨も踏まえ、規定内容やフィージビリティについて本WGで検討する。（資料6頁）

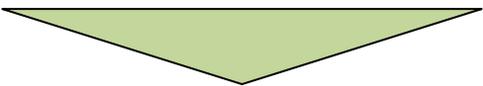
「外国証券の取引に関する規則」の見直しに係る意見 照会結果及び対応方針③

【意見照会内容（3）：（2）の他、外国証券業者の選定等に関する留意事項について】

- （2）の取引価格に関する論点の他、取次先の外国証券業者の選定等に関して留意すべき事項はあるか。（外国証券業者に何らかの要件を設ける必要はあるか。）

【主な意見】

- 現行では整数株の取次先の外国証券業者は各社の基準・判断にて選定されているところであると理解しており、（2）の措置を講じることを前提とすれば、要件を設けることまでは必要が無いのではないかと考える。
- 追加の要件については特になし。規則第2条第18号に“外国の金融商品市場（店頭市場、外国証券業者等を含む～”などと外国証券業者を市場に準ずる取扱いとするよう追加される認識であり、このため、端株を含む取次先の外国証券業者については、金融商品取引法第58条の要件を満たす必要があることとなり、その選定には相当の注意が求められることとなると思料します。
- 項番（2）にて、取引価格が取引所価格と一定の連動性が担保されている旨を確認できる外国証券業者である必要はあるものの、それ以外の要件は特段必要ないと考える。



【意見照会結果を踏まえた対応方針】

- 意見照会（2）における対応のほか、外国証券業者の選定等に関して規則上の追加的な要件を課す必要はないと考える。

「外国証券の取引に関する規則」の見直しに係る意見 照会結果及び対応方針④

【意見照会内容（４）：その他、投資家保護上の留意事項について】

- その他、投資家保護上、留意すべき事項はあるか。

【主な意見】

- 端数株については、他社への移管出庫が困難であること、全ての取扱銘柄において提供可能なサービスではないことなど、NISA、特定口座、一般口座各々で整数株とは異なる一定の制約があると認識している。この他の点についても取扱いにあたって、各社で例えば以下のような一定の制約を設ける場合には、顧客に説明する必要がある。
 - 端数部分については議決権行使を受け付けないこと
 - コーポレートアクションの種類によっては対応が困難な場合があること
 - 配当金の端数部分の取扱い（四捨五入？切り捨て？）
 - 取次先の外国証券業者において端株取引ができなくなった場合の取扱い
 - 取扱銘柄がOTCに移行した場合の取扱い
- 1株未満株式の取引価格は、投資家が確認し得る株価情報としては反映されないであろうことを説明する必要がある。
- 整数株と手数料が異なる場合には、当該手数料について説明する必要がある。

【意見照会結果を踏まえた対応方針】

- 手数料については、前書面の記載事項として法定の説明義務が課されている。
- 整数株と異なる制約については、各社において制約の有無及び内容が異なり得ることから、規則において明示的又は具体的に説明すべき事項として列挙するのではなく、各社における制約に関し投資者保護上必要と認める事項を顧客に説明することが適切と考える。

外証規則改正（案）及び主な論点

【「外国取引」の定義に係る対応方針】（前回会合資料より抜粋）

- 外国の金融商品市場に売買注文を取次ぐ取引に加え、外国証券業者に売買注文を取次ぐ取引も「外国証券の取引に関する規則」における外国取引と整理する。
- なお、米国におけるATSやマーケットメイカーについては価格形成機能を有すると考えられることから、外国の金融商品市場に含まれるものと整理する。

改正案

（定義）

第2条

18 外国取引

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引（国内において執行する取引を除く。）及び外国証券の公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。）に対する売付けを取り次ぐ取引

現行

（定義）

第2条

18 外国取引

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引及び外国証券の公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。）に対する売付けを取り次ぐ取引

【論点1】

外国証券規則上の「外国取引」は取引形態を定義したものであり、外国証券業者への取次ぎを外国取引の一類型に含めるといふ趣旨を踏まえると、取引の対象とする有価証券等を今回の提案内容である「外国株券」及び「端数株」に限定する必要はないと考えるがどうか。

外証規則改正（案）及び主な論点②

【投資家保護上、外国証券業者に講じるべき措置に係る対応方針】

フィージビリティに留意のうえ、協会員に以下の措置を講じることとする。

- ①外国証券業者において取引価格の公正性が確保されていることの確認義務
- ②取引価格の決定方法に関する顧客への説明義務

改正案（第7条の2を新設）

（対象証券）

第7条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第5項に定める事業会社等を除く。以下この条から第8条までにおいて同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。

- 1 協会員が第4項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券（当該適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格外国金融商品市場又は当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されており、かつ当該証券の募集又は売出し価格が決定されているもの又は当該証券の取引の基準となる価格が当該適格外国金融商品市場において公表されているものに限り。）並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券

（外国証券業者において執行する取引）

第7条の2 協会員は、外国証券業者（金商法第58条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）において執行する方法（外国の金融商品市場において執行する方法を除く。）により、第7条第1項第1号前段の外国証券について、顧客の売買注文の外国取引の取次ぎを行うときは、執行地の法令等に従い外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場における取引価格と連動した価格により取引が執行される措置又はその他の措置により取引公正性の確保措置が取られていることを確認するものとする。

2 協会員は、前項の方法により外国取引を行うときは、顧客に対し次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 1 執行先の外国証券業者の名称
- 2 執行先の外国証券業者における取引価格の決定方法に関する事項
- 3 その他投資者保護上必要と認める事項

【論点2】第7条の2の1項及び2項の対象となる顧客は第7条と同様、適格機関投資家及び事業会社等（上場会社等、国・地方公共団体等）を除くことによいか。

【論点3】投資者保護上、自主規制により協会員を通じて講じるべき措置として、記載ぶりは適切か。フィージビリティに問題はないか。その他に規定すべきことはあるか。

外国証券の移管事務の効率化について

2024年12月6日

日本証券業協会

外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

「外国証券の移管事務の効率化」に係る 意見照会結果及び対応方針案①

詳細SSI情報の事前共有・CSVファイルとの紐づけ（ユニークコードの利用：ユニークコードを付した詳細SSI情報を事前共有し、移管の都度送付するCSVファイルには当該ユニークコードを入力することで詳細SSI情報の入力を省略する方法）について

賛成 8社 / 反対 1社

※【参考：非WG委員会社でCSV形式を既に導入している社の意見・・・賛成 0社 / 反対 3社】

賛成

市場・商品によって、カストディの保管形態が複数階層に渡るケースがあるため、詳細SSI情報を事前共有し、CSVファイルに紐づけるためのユニークコードを記載する運用に賛成。

システム上、相手方証券の保管先を登録しており、登録外の決済情報が入力された際に確認する必要がある。また、ユーロクリアなど口座番号のみで移管される場合に1桁誤りなどでのフェイルを防止したい。

事前に取り交わしたSSI情報とCSVで授受するSSI情報に齟齬があった場合に対処に困ることがなくなる。

外債など米株以外の移管にも対応できる汎用的な運用が望ましい。

反対【非WG委員会社の意見を含む】

新たにユニークコードを導入する場合、既に運用しているツールの改修が必要となるため、導入に時間を要する。銀行識別コード BICを使用していないため、そもそもユニークコードの生成に支障をきたす可能性がある。

取り扱う外国株式は米国株式のみのため、BICコード含めユニークコードは省略したい。

参照する情報を一元化したい（1ファイルで完結させたい）。

- 多様な商品・市場に対応できる汎用性のある方法とするため、標準フローではSSI情報を事前共有した上でユニークコードによりCSVファイルとSSI情報の紐づけを行う運用とすることでどうか。
- ユニークコード生成等に使用することを想定していた「BICコード」について、当該コードがない社があることを踏まえ、「証券会社等標準コード」を使用することでどうか。 ※ 4 ページ参照

「外国証券の移管事務の効率化」に係る 意見照会結果及び対応方針案②

外国証券移管フロー（メール運用）について（別紙2-2）

主なご意見	対応方針案・論点
<p>受入可否・日程調整の返信までに時間がかかったり、複数口座の依頼が含まれる場合で口座により受入可否・日程調整の返信タイミングがわかれたりするケースがあるため、受方がメールを数日さかのぼって返信するよりも効率的で事務ミスリスクも低い、「①新規依頼」「②受入可否・日程調整」でそれぞれ新規メールで作成し、②以降のやり取りについては受信メールに対して返信する運用を希望する。</p>	<p>「①新規依頼」「②受入可否・日程調整」でそれぞれ新規メールを作成する運用案についてどう考えるか。</p>
<p>メールの件名の最後に日付（メール送信日）を追加していただきたい。「yyyymmdd」等</p>	<p>メールの件名を以下のとおり修正することでどうか。 【移管元証券会社の証券会社等標準コード】外国○○※_移管依頼データ送付（△△証券→□□証券）20241201</p>
<p>株式と債券を同時に送ることも想定されるため、メールの件名は外国「証券」とした方がよいのではないか。 担当部署が異なるため、移管する商品毎に「外国株」「外国債券」を使い分けてはどうか。</p>	<p>※単一種類の商品のみの移管の場合は、当該商品の種類を記載（外国株式、外国債券）。 複数種類の商品が混在した移管の場合は、「外国証券」と記載。</p>

「外国証券の移管事務の効率化」に係る 意見照会結果及び対応方針案③

CSVファイルを利用する場合のデータ入力項目について（資料2-3）

主なご意見	対応方針案・論点
記入方法を統一するため、「市場 Market」欄に記入するコード値を定義してはどうか。	ISOで定められた国名コード3桁とすることでどうか。 （ユーロクリア/クリアストリームなど国際的な決済機関については、暫定でEURなどのコードを付与する） （例）USA：アメリカ、GBR：イギリス、HKG：香港、EUR：ユーロクリア/クリアストリーム
「特定公社債区分」の項目が必要ではないか。	「特定公社債区分」の項目を追加し、「1:特定継続」、「2:特定公社債」と値を設定する。
特定口座の場合、移管先/移管元の「部店名」「部店所在地」は法令要件のため必要ではないか。 （現在は移管依頼書の写しにて情報連携している）	CSVファイルの項目に移管先/移管元の「部店名」「部店所在地」追加する。

「外国証券の移管事務の効率化」に係る 意見照会結果及び対応方針案④

詳細SSI情報項目・様式について（資料2-4）

主なご意見	対応方針案・論点
<p>銀行識別コード BICを使用していない社もあるため、不使用会社の場合の対応を検討していただきたい。</p>	<p>BICコードがない社もあるため、証券会社等標準コード(4桁)を使用することでどうか。 ユニークコードの例：証券会社等標準コード(4)+国コード(2)+市場(2)+商品(1)+番号(2)</p>
<p>保管銀行等の変更によりSSIが変わる場合に、変更情報を連携漏れしていた先があると、古い情報を参照してしまうリスクがあるため、変更時、旧ユニークコードは廃番として新たにユニークコードを設定する運用としたい。</p>	<p>SSI情報が変更された場合、新たなユニークコードを設定した上で移管先に共有する運用としてはどうか。</p>

移管事項証明書参考様式（Excel）について（資料2-5）

主なご意見	対応方針案・論点
<p>移管事項証明書（Excel形式）を送付する際、移管依頼書の写し（PDF）がセットで必要になるが、移管先記入欄の受入可否は、移管依頼書の項目と重複しているのではないか。</p>	<p>移管依頼書の写しと重複する項目は移管事項証明書には記入不要とし、従来通り、移管依頼書の写しに記載して返信する。</p>
<p>SSI情報欄は、移管元、移管先両者が必要と思われる。</p>	<p>移管元と移管先双方の情報が記入できる様式に修正する。</p>

「外国証券の移管事務の効率化」に係る 意見照会結果及び対応方針案⑤

その他ご意見（一部抜粋）

<移管事務全般について>

- CSVファイルは、移管依頼書の写しと移管事項証明書を兼ねるデータであることが分かるように標準処理フロー等に記載した方がよいのではないか。
- 同一銘柄で取得日が複数ある場合、取得価額が先頭行にまとめて記載されている会社と、各行ごとに取得価額を記載されている会社があるため、ルールを明記もしくは統一していただきたい。
- 各フォーマットの項目への記入について必須・任意の別を定義いただきたい。

<CSVファイルについて>

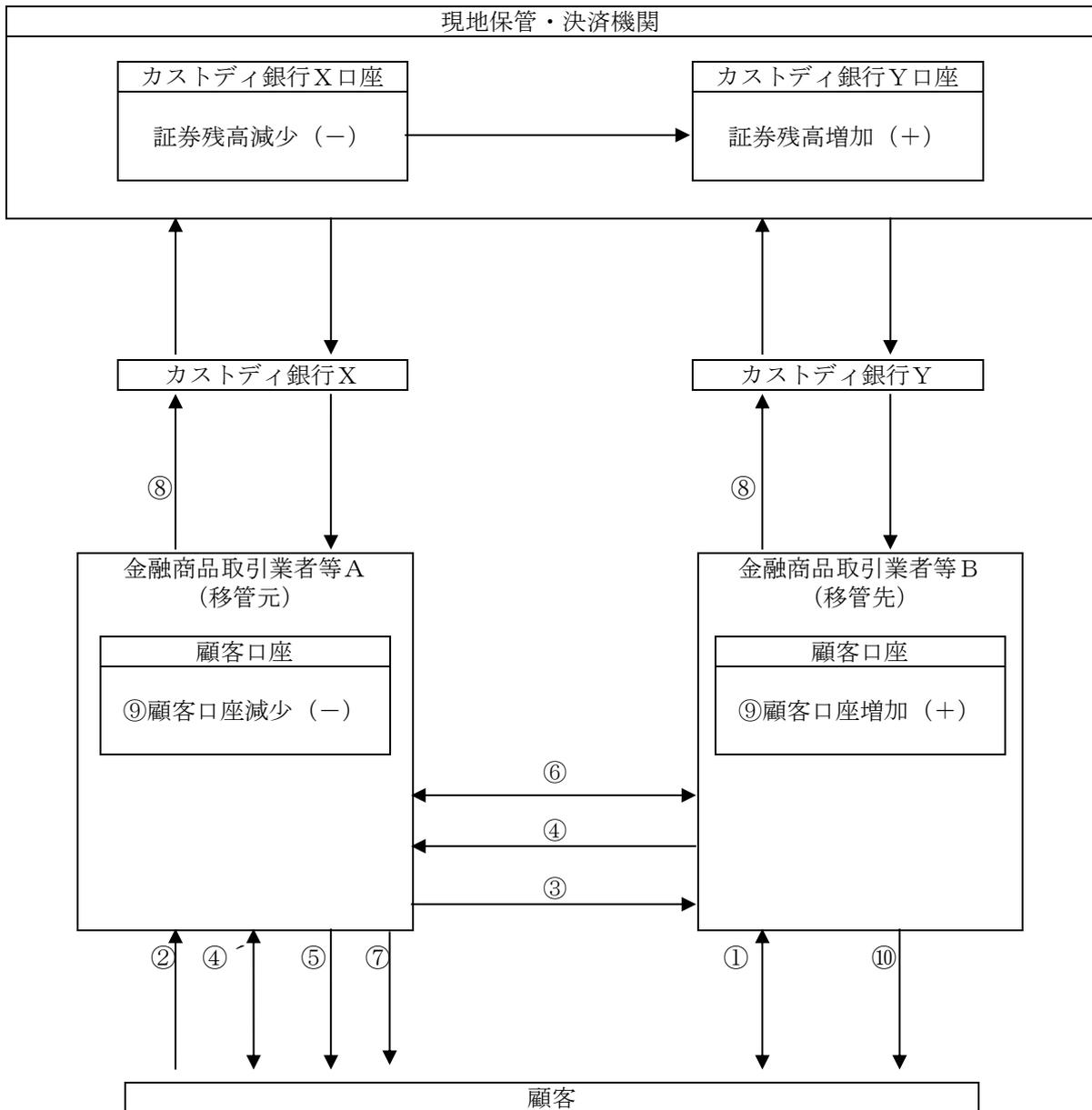
- ティッカーの項目は必要か。ISINコードに統一できないか。
- 移管不可の場合の理由記載欄がほしい。
- 有価証券の種類はコード値表記（例：1.外株、2.外債）としてはどうか。
- 自社システムに合わせた管理番号を振るため、「社内処理用項目」があるとよい。
- 特定口座の必須項目を情報提供要領に記載してほしい。
- 法人の代表者名の欄が必要ではないか。
- CSVファイル名およびCSVファイルデータ入力項目のA,B列について、日付は送信日付とあるが、作成日付にしたい（ツール等で作成した当日にメール送信ができるとは限らないため）。

<詳細SSI情報様式について>

- カストディにおける保管形態が二層までであることを前提に作成されているが、特に欧州株においてはもう一階層必要となるケースも見受けられるため、様式を検討いただきたい。

外国証券（外国株式、外国投資信託、国外公社債）の特定口座間移管に係る標準処理フロー

(改訂案)



注 下線部は、特定口座間移管フローにおいて一般口座間移管とは異なる手続の内容、書類名等を示す。

- ① 顧客は、金融商品取引業者等 B（移管先）に対し、電話等により移管を希望する外国証券の銘柄名、数量、通貨等を連絡し、受入れの可否を確認する。

この際、金融商品取引業者等 B（移管先）は、当該移管が同一名義間によるものか、異名義間によるものかなどを顧客に確認し、必要に応じて本社所管部署に確認した上で、受入れ可否について回答する。

- ② 顧客は、金融商品取引業者等 A（移管元）に対し、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書（以下、「移管依頼書」という。）」を提出する。

移管依頼書には、以下の事項を記載することとされている。移管依頼書の参考様式については、別紙 1 参照。

- イ) 特定口座内保管上場株式等移管依頼書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- ロ) 移管元の金商業者等の営業所の名称及び所在地並びに移管先の金商業者等の営業所の名称及び所在地
- ハ) 移管元の特定口座から移管先の特定口座へ移管を依頼する旨及びその移管を希望する年月日
- ニ) 移管元の特定口座の名称並びに移管先の特定口座の名称及び記号又は番号
- ホ) 移管をしようとする特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄及び数（外国株式にあつては株数、外国投資信託にあつては口数、国外公社債にあつては額面金額）
- ヘ) その他参考となるべき事項

- ③ 金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署は、移管先の金融商品取引業者等 B 本社所管部署に電話連絡の上、次の A 及び B に掲げる書類を送付（※）する。

移管先の金融商品取引業者等 B は、当該書類の送付がない場合には、特定口座内保管上場株式等の移管を受けてはならない。

移管をしようとする特定口座内保管上場株式等が国外公社債である場合は、金融商品取引業者等 A（移管元）は、当該国外公社債が租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項において、第 11 号イ及びロ以外の号に該当し、移管後も特定公社債として取扱われることを確認のうえ、移管依頼書の各銘柄の備考欄に「特定継続」と記入し、移管先の金融商品取引業者等 B（移管先）に送付する。

【前回 WG 資料に追記】なお、金融商品取引業者等 A（移管元）及び金融商品取引業者等 B（移管先）の間で初めて移管を行う場合は、必要に応じて適宜、現地保管先銀行情報（詳細 SSI 情報：詳細 SSI 情報記載様式（案）参照）をメール送信により相互に共有する。**【追記ここまで】**

※当該書類の交付に代えて電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を提供することを含む。電磁的方法により当該事項を提供する場合の考え方は以下のとおり。

【情報連携手段等】

金融商品取引業者等A（移管元）と金融商品取引業者等B（移管先）の間の情報連携は、原則メールで行うこととする。ただし、返信がない場合や緊急時などは必要に応じて電話連絡を行うことが考えられる（以下同様）。

また、特定口座間移管に係るメールの件名は以下のとおりとする。

【移管元証券会社コード】外国株式 移管依頼データ送付（〇〇証券→●●証券）

【ファイル形式等】

ファイル形式としては、CSV ファイルを利用することが望ましい（別紙「CSV ファイルを利用する場合の情報提供要領について（参考）」参照）が、Excel ファイルや PDF ファイルを利用することも考えられる。なお、ファイル形式については当事者間で事前に合意するものとする。

電子ファイルの改ざんや意図しない編集を防止するため、必要に応じてシート保護機能等を利用して記載内容を保護することなどが考えられる。

（移管元の金融商品取引業者等から移管先の金融商品取引業者等に送付する書類）

A I S I Nコード等を記入した「移管依頼書」の写し

B 移管元の証券会社の営業所の長により作成された次に掲げる事項の記載がある「特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書（別紙2参照）」。（※）

- イ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該移管をした時に譲渡があったものとした場合の取得費等の額として計算される金額に相当する金額（当該移管に要する費用がある場合には、その費用を含む。）
- ロ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等の取得の日及び当該取得の日に係る特定口座内保管上場株式等の数
- ハ) 当該移管が移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部の移管か一部の移管かの別及び一部の移管である場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて移管される特定口座内保管上場株式等に含まれる旨
- ニ) 移管を依頼した居住者等の氏名、生年月日及び住所
- ホ) 移管元の特定口座の名称
- ヘ) 移管をする特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄及び数（外国株式にあつては株数、外国投資信託にあつては口数、国外公社債にあつては額面金額）
- ト) 移管予定年月日

※特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書については、郵便番号、電話番号、住所のフリガナ及び氏名のフリガナの記載は不要。

- ④ 金融商品取引業者等B（移管先）本社所管部署は、移管依頼書の写しに受入の可否、決済情報及び売却制限等の制約事項（ある場合のみ）を記入し、金融商品取引業者等A（移

管元) 本社所管部署に~~電話連絡の上、メール、FAX又は郵送等の又は~~当事者間で合意した方法により回答する。

- ④ 金融商品取引業者等B (移管先) からの回答に「否」又は制約事項などがある場合、金融商品取引業者等A (移管元) は顧客に連絡し、移管対象銘柄を確認(銘柄の一部であっても移管するか、制約事項があっても移管するかの意味確認)する。
- ⑤ 金融商品取引業者等A (移管元) は顧客に受入可否の確認結果等を記入した「特定口座内保管上場株式等移管受付整理票」(様式は任意・参考様式は別紙3参照)を交付するなど、各社の運用に応じた方法で受入可否の確認結果を通知する。
- ⑥ 金融商品取引業者等A (移管元) 本社所管部署は金融商品取引業者等B (移管先) 本社所管部署に連絡を取り、移管日等の必要な情報を交換し、お互いに移管内容を確定させる。
- ⑦ 金融商品取引業者等Aは、顧客に、③Bの(イ)、(ロ)及び(ト)に掲げる事項を書面により通知(※)する。
※書面による通知には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による通知も含まれる
- ⑧ 金融商品取引業者等A (移管元) 及び金融商品取引業者等B (移管先) はそれぞれカストディ銀行X及びカストディ銀行Yと連絡を取り、X口座とY口座間での移管を行う。
- ⑨ 金融商品取引業者等A (移管元)・金融商品取引業者等B (移管先) は相互に現地決済完了の確認を行った上で、金融商品取引業者等A (移管元) は顧客口座より移管証券を在庫すると同時に、特定口座元帳からも減額(出庫)手続きを行う。金融商品取引業者等B (移管先) は顧客口座に移管証券を在庫すると同時に、特定口座元帳への増額(入庫)手続きを行う。
- ⑩ 金融商品取引業者等B (移管先) は、顧客に「外国証券移管完了報告書」(様式は任意・参考様式は別紙4参照)を交付するなど、各社の運用に応じた方法で移管が完了した旨を連絡する。

CSV ファイルを利用する場合の情報提供要領について（参考）

「外国証券（外国株式、外国投資信託、国外公社債）の特定口座間移管に係る標準処理フロー」において、電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供として CSV 形式のファイル（※）を移管先の金融商品取引業者等に送付する場合は、以下の要領により行うこととする。なお、当事者間の合意のもと、別途定めた方法により行う場合はこの限りではない。

（※）移管依頼書の内容や社内の顧客情報を元に、各社において適宜、システムやツール等を活用の上、CSV ファイルを作成するものとする。

1. CSV ファイルの共通ルール

移管先へのメールの件名及び CSV ファイルは以下のとおりとする。

メールの件名	【移管元証券会社コード】外国株式_移管依頼データ送付 (○○証券→●●証券)
CSV ファイル名	送信日付 (yyyymmdd) _移管元証券会社コード_移管先証券会社コード_外株_移管依頼書兼移管事項証明書_01 (記載例) 20240801_0001_0002_外株_移管依頼書兼移管事項証明書_01
CSV ファイル形式	文字コード：Shift_JIS データ形式：可変長レコード 区切り文字：カンマ(,) デリミタ：全項目ダブルクォーテーション囲い (" ○○")

(前回 WG 資料に追記)

詳細 SSI 情報をユニークコードで紐づける方式

2-1. データ入力項目

事前に詳細 SSI 情報を移管元・移管先相互に共有したうえで、顧客・銘柄毎に以下のデータを入力する。

列	入力内容	備考
A	明細 No：国（2 文字）+移管元の会社（3 文字）+ 渡方からの送信日付 (yyyymmdd) +連番（4 桁）	例：USXYZ202410010001 ※下 4 桁はファイルの 1 行目から付番
B	送付日 (yyyymmdd)	
C	移管元(渡方)証券会社名	
D	移管元(渡方)証券会社名(証券会社コード)	

E	移管元(渡方)情報(部支店コード)	
F	移管元(渡方)情報(口座番号)	
G	市場 Market	SSI 情報
H	移管元 SSI ユニークコード BIC(移管元証券会社の BIC コード 6 文字)+市場(2 文字)+商品(1 文字)+番号(2 文字)	例: ABSCJPUSF01
I	移管先 SSI ユニークコード BIC(移管先証券会社の BIC コード 6 文字)+市場(2 文字)+商品(1 文字)+番号(2 文字)	同上
J	移管先(受方)受入可否 ※1:可、0:不可	返信時に移管先が記入
K	T/D Trade Date (yyyymmdd)	返信時に移管先が記入
L	V/D Value Date (yyyymmdd)	返信時に移管先が記入
M	移管先(受方)情報(部支店コード)	
N	移管先(受方)情報(口座番号)	
O	顧客情報(氏名)	
P	顧客情報(住所)	
Q	顧客情報(生年月日)	
R	移管予定日	1:日付指定、 2:可能な限り早い日
S	有価証券の種類	外株、外債
T	特定口座区分	1:特定、0:一般
U	ティッカー	海外の銘柄識別コード
V	ISIN コード	
W	銘柄名	
X	株数	
Y	株数(合計)	銘柄数の合計
Z	取得年月日 (yyyymmdd)	
AA	取得価額(総額)	単位:円
AB	全部移管・一部移管の別	1:全部、2:一部
AC	備考欄	

(追記ここまで)

2-2. データ入力項目

顧客・銘柄毎に以下のデータを入力する。

列	入力内容	備考
A	明細 No : 国 (2 文字) + 移管元の会社 (3 文字) + 渡方からの送信日付 (yyyymmdd) + 連番 (4 桁)	例 : USXYZ202410010001 ※下 4 桁はファイルの 1 行目から付番
B	送付日 (yyyymmdd)	
C	移管元(渡方)証券会社名	
D	移管元(渡方)証券会社名(証券会社コード)	
E	移管元(渡方)情報(部支店コード)	
F	移管元(渡方)情報(口座番号)	
G	市場 Market	SSI 情報
H	移管元(渡方)Custodian	SSI 情報
I	移管元(渡方)DTC code※	SSI 情報 ※各国の機構参加者コードを記載 例 : 中国 CSDCC、 イギリス CREST ID
J	銀行識別コード BIC	SSI 情報
K	移管元(渡方)Account Name	SSI 情報
L	移管元(渡方)Account Number	SSI 情報
M	移管先証券会社名	
N	移管先証券会社名(証券会社コード)	
O	移管先(受方)Custodian	返信時に移管先が記入
P	移管先(受方)DTC code	返信時に移管先が記入
Q	移管先(受方)Account Name	返信時に移管先が記入
R	移管先(受方)Account Number	返信時に移管先が記入
S	移管先(受方)受入可否 ※1:可、0:不可	返信時に移管先が記入
T	T/D Trade Date (yyyymmdd)	返信時に移管先が記入
U	V/D Value Date (yyyymmdd)	返信時に移管先が記入
V	移管先(受方)情報(部支店コード)	
W	移管先(受方)情報(口座番号)	
X	顧客情報(氏名)	
Y	顧客情報(住所)	
Z	顧客情報(生年月日)	
AA	移管予定日	1:日付指定、

		2:可能な限り早い日
AB	有価証券の種類	外株、外債
AC	特定口座区分	1:特定、0:一般
AD	ティッカー	海外の銘柄識別コード
AE	ISIN コード	
AF	銘柄名	
AG	株数	
AH	株数(合計)	銘柄数の合計
AI	取得年月日 (yyyymmdd)	
AJ	取得価額(総額)	単位:円
AK	全部移管・一部移管の別	1:全部、2:一部
AL	備考欄	

3. ファイルの授受に係る共通ルール

- ・新規のファイル送信は、移管元（渡方）からの受入可否の確認、移管先（受方）からの受入可否の回答ともに、それぞれ一日に一回とする。
- ・メール送信後の電話連絡は原則不要とする。ただし、返信がない場合や緊急時などは必要に応じて電話連絡を行うことが考えられる。
- ・1ファイル当たり(1日当たり)明細数、顧客数の上限はなしとする。

以 上

詳細SSI情報記載例

会社名	BIC	CODE (ユニークコード)	市場 Market	現地保管銀行/カストディアン Custodian Bank	機構参加者コード CSD Participant No	銀行識別コード BIC
ABC証券	ABSCJPJTXXX	ABSCJPUSF01	アメリカ (USA)	Bank of NewYork Mellon	DTC No. : 0901	IRVTUS3NIBK
		ABSCJPUSE01	アメリカ (USA)	Bank of NewYork Mellon	DTC No. : 0901	IRVTUS3NIBK
		ABSCJPEUF01	ユーロ債 (EUROBONDS)	Euroclear		MGTCBEBECL
		ABSCJPSSE01		Clearstream		CEDELULLXXX
		ABSCJPUKE01	イギリス (GBR)	Citibank, London		CITIGB2LXXX

※該当がない箇所は空欄

BIC(6)+市場(2)+商品(1)+番号(2)

口座名義 Acct. Name	口座番号 Acct. No	Sub CUSTODIAN	BIC	AC#	Fedwire	DTC AC	Agent ID	Institutional ID	その他コード	備考
ABC Securities	xxxxxx				ABA#021000018				BANK OF NYC/CUST	米国債
ABC Securities	xxxxxx					901	93044	95441		米国株
ABC Securities	xxxxxx									欧州債
ABC Securities	xxxxxx	Standard Chartered Bank	SCBLZAJ2XXX	xxxxxx						南アフリカ株
ABC Securities	xxxxxx								CRST : 6750	英国株

○外国証券特定口座内保管上場株式等移管事項証明書

未定稿

租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項の規定に基づき、乙が甲に対し、次の事項を証明する書類として、当書面を送付いたします。

記載事項	記載欄	記載上の注意
送付日		(YYYYMMDD)
提出先証券会社名(甲)		
提出先証券会社名(証券会社コード)		半角数字
提出元証券会社名(乙)		
提出元証券会社名(証券会社コード)		半角数字
顧客情報(住所)		
顧客情報(氏名)		
顧客情報(生年月日)		(YYYYMMDD)
移管予定年月日①		※1:日付指定、2:可能な限り早い日
移管予定年月日②		(YYYYMMDD)
移管元(渡方)情報(部支店コード)		
移管元(渡方)情報(口座番号)		
移管先(受方)情報(部支店コード)		
移管先(受方)情報(口座番号)		
全部移管・一部移管(同一銘柄については全て移管)の別		半角数字 ※1:全部、2:一部

上場株式等の明細(明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください)

種類	ISINコード	銘柄名	数量	取得の日	取得価額	市場 Market	現地保管銀行/カストディアン Custodian Bank

詳細SSI情報をユニークコードで紐づける方式

ユニークコード: 詳細SSI情報と紐づけた固有の番号
(詳細は「詳細SSI情報記載様式」参照)

上場株式等の明細(明細欄が足りない場合は、Excelの行数を増やしてご対応ください)

種類	ISINコード	銘柄名	数量	取得の日	取得価額	現地保管銀行情報 (SSI情報)	移管先 (受方)
						ユニークコード	移管先 (先方) 受入可否※1:可、0:不可

現地保管銀行情報 (SSI情報)				移管先 (受方) は以下の記載欄に入力し返信してください。		
機構参加者コード CSD Participant No	銀行識別コード BIC	口座名義 Acct. Name	口座番号 Acct. No	移管先 (先方) 受入可否※1 : 可、0 : 不可	T/D Trade Date (YYYYMMDD)	V/D Value Date (YYYYMMDD)

は以下の記載欄に入力し返信してください。	
T/D Trade Date (YYYYMMDD)	V/D Value Date (YYYYMMDD)

資料 3

低流動性資産に投資する 外国投資信託証券等に係る検討について

2024年12月6日

日本証券業協会

外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

1. 検討の経緯

- ◆ 2023年12月、金融庁より「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」（以下、「TF報告書」）が公表。TF報告書において、運用商品の多様化の観点から、国内籍投資信託へのオルタナティブ投資を行う外国籍投資信託の投資財産への組入れの実現等について提言された。
- ◆ 2024年9月、投資信託協会は、TF報告書の提言等を踏まえ、国内投資信託に組入れ可能なオルタナティブ資産に投資する不動産投資信託証券等の要件（流動性や受益者間の平等性の確保のための措置、当該措置の交付目論見書等への記載等）等の必要な枠組みを整備するため、同協会自主規制規則等の一部改正等を実施した。
- ◆ TF報告書における国内籍投資信託と外国籍投資信託との整合性に係る指摘や上記の国内投資信託における規制整備等を受け、金融庁より、低流動性資産に投資する外国投資信託等について、以下の事項について検討するよう日証協に要請があった。

【要請事項】

- ① **低流動性資産に投資する外国投資信託等への該当性を判断する際、FoFs形態の場合は組入投資信託証券等をルックスルーの上で判定すること。**
- ② **流動性の確保が担保できる措置及び受益者に配慮するための措置が取られていることを確認すること。**
- ③ **価格の透明性の確保手段並びに流動性の確保が担保できる措置及び受益者に配慮するための措置の具体的方法について例示すること。**
- ④ **価格の透明性の確保手段並びに流動性の確保が担保できる措置及び受益者に配慮するための措置について、販売する顧客へ説明を行うこと。**



上記要請に対応するため、**低流動性資産に投資する外国投資信託等**についてのガイドラインの作成等について検討することとしたい。

2. 低流動性資産に投資する外国投資信託等への規制対応案

金融庁からの要請事項①～③への対応として、**低流動性資産に投資する外国投資信託証券に係るQ&A（ガイドライン）を新たに作成**し、下記の内容を規定することでどうか。

（価格の透明性の確保）

- 代行協会員は、価格の透明性が確保されているのか確認すべき外国投資信託証券（※）について、その該当性を確認する際には、当該外国投資信託証券にFOFs形態で組入れられている投資信託等が低流動性資産に投資する場合、組入投資信託証券等をルックスルーのうえ、低流動性資産の組入れ比率が15%以下か判定すること。【要請①対応】

（※）ファンドの投資方針として私募株式、非上場株式及び不動産等の流動性に欠ける資産への組入れが15%以下となることが明らかではないもの。以下、「低流動性資産に投資する外国投資信託証券」という。

- 低流動性資産に投資する外国投資信託証券に求められる投資先資産の価格透明性の確保手段として以下の内容を例示する。【要請③対応】
 - ✓ 投資先資産が投資信託等の場合、当該投資先の財務諸表について外部監査等を受検する態勢が取られていること
 - ✓ 投資先資産が非上場株式等の場合、当該投資先資産の取得又は譲渡にあたって、ブローカー等の第三者の提示する価値を用いる態勢が取られていること 等

（流動性の確保が担保できる措置及び受益者に配慮するための措置）

- 代行協会員は、低流動性資産に投資する外国投資信託証券について、流動性の確保が担保できる措置及び受益者の平等性に配慮するための措置が講じられていることを確認すること。【要請②対応】
- 上記の措置について具体的方法として以下の内容を例示する。【要請③対応】
 - ✓ 現金及び現金同等物の保有割合を定めること
 - ✓ 一定の解約制限を課すこと
 - ✓ 信託財産留保額を設定すること 等

2. 低流動性資産に投資する外国投資信託等への規制対応案

金融庁からの要請事項④への対応として、**低流動性資産に投資する投資信託証券を販売する協会員に対して下記の説明義務を規定**することでしょうか。

なお、販売協会員において低流動性資産に投資する外国投資信託証券について説明を行うべき事項は、国内投資信託証券の場合であっても同様に説明すべきと考えられることから、協会員が顧客に説明すべき重要な事項について定めている**「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方（「重要な事項」の説明に係るガイドライン）」**において**国内・外国を問わず規定**することとしたい。

また、国内投資信託証券においては、流動性の乏しい資産に投資する投資信託を組み入れる投資信託等に対する投資に関するリスクとして、流動性に関するリスクや評価及び換金に関するリスクについての注意喚起について交付目論見書等への開示が求められていることから、当該内容についても国内・外国を問わず、説明すべき事項として規定することとしたい。

（低流動性資産に投資する投資信託証券について説明すべき事項）

- **販売協会員は、低流動性資産に投資する投資信託証券（国内投資信託証券及び外国投資信託証券）を販売する際、以下の事項について顧客に説明すること。【要請④対応】**
 - ✓ 価格の透明性の確保に係る措置
 - ✓ 流動性の確保が担保できる措置及び受益者に配慮するための措置
 - ✓ 低流動性資産に投資する投資信託証券への投資に関するリスク（流動性に関するリスクや評価及び換金に関するリスク等）

外国証券の取引に関する規則 (抜粋)

第3章 外国投資信託証券の販売等

(対象証券)

第15条 協会員が顧客（適格機関投資家を除く。）に対し勧誘（外国証券売出しを除く。）を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。

1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。

イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること。

ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること。

ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。

ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。

2 募集の取扱い又は売出しに該当する場合、次条又は第17条に定める「選別基準」に適合しているものであること。

(外国投資信託受益証券の選別基準)

第16条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国ETFを除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1～10 (略)

11 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下とすることが明らかであるものについてはこの限りでない。

12～16 (略)

2 (略)

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書（2023年12月12日）抜粋

VI 成長資金の供給と運用対象の多様化の実現

6. 運用商品の多様化

② 外国籍投資信託の国内籍公募投資信託への組入れ

国内籍公募投資信託に外国籍投資信託を組み入れる場合には、投資信託協会の自主規制で規則が設けられている。例えば、その外国籍投資信託が取引所に上場されている場合等を除き、借入制限に関する規制等が適用されることとなっており、また、国内籍公募ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託）が不動産投資信託を組み入れる場合には、上場されていること等が求められている。このため、海外において、非上場ではあるが、公募で販売されているオルタナティブ投資等を行う投資信託について、国内籍公募投資信託に組み入れられない場合があることが指摘されている。なお、国内籍公募投資信託に組み入れるのではなく、外国籍投資信託の形態で国内で販売することも可能であることとの整合性についても指摘されている。

この点、投資信託協会において、オルタナティブ投資等を行う非上場の外国籍投資信託の組入れに関する枠組みの見直しについて検討が開始されているところである。

我が国の家計においても、リスクを理解した投資家層にとっては、良質な外国籍投資信託に対する分散投資が可能となることは資産形成を進める上で有意義であり、こうした取組みが促進されていくことが重要である。ただし、価格透明性に乏しい、あるいは流動性に欠けた資産を主として組み入れる非上場の外国籍投資信託に投資することは、投資家がリスクを負うことになるため、そうした外国籍投資信託を組み入れようとする国内籍投資信託の組成者は、投資家保護に支障がないかより一層適切にデューデリジェンスを行い、投資対象となる外国籍投資信託の価格の算出頻度や売買頻度等を踏まえて、投資家保護や投資家間の公平性の観点から適切な国内籍投資信託の設定を行う必要がある。これらのオルタナティブ投資等を行う非上場の外国籍投資信託を主に組み入れる商品については、既存の公募投資信託とは別に商品類型を設計することも考えられる。また、投資家に販売を行う際には、リスクを十分に説明するなど、十分な投資家保護のための措置が講じられるべきである。

- 公募のファンド・オブ・ファンズについて、同協会委員会決議において指定するオルタナティブ資産に投資する外国投資信託証券（米国非上場REIT、米国非上場BDC等）（※）を組入れ対象とすることが可能であること。

（※）投資信託協会「投資信託等の運用に関する委員会決議」5 に該当する外国投資信託証券を指す。

- 上記外国投資信託証券を投資信託証券に組み入れる場合に以下の措置を講ずること
 - ✓ 設定・解約をする者の間に不公平が生じない措置（ファースト・ムーバー・アドバンテージの抑止）の必要性を検討の上、必要に応じて以下の措置を講ずること。
 - 信託財産留保額の設定等の措置を検討すること
 - 投資信託の設定・解約の頻度が組入れ投資信託証券の時価の算出頻度を超えないこと
 - 組入れ投資信託証券の換金に上限が設定されている場合、国内籍の投資信託においても解約に係る制限を設ける必要があるか検討すること 等
 - ✓ 販売対象として想定する顧客属性を特定し、それに応じた商品設計や販売会社との情報連携を行うこと。
 - ✓ 流動性の確保が担保できる措置及び受益者の平等性に配慮するための措置について交付目論見書又は投資信託約款へ記載することに加え、流動性に関するリスクや評価及び換金に関するリスクについての注意喚起を、交付目論見書その他開示書類に記載すること。